（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定）

第六十九条　法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八　（略）

九　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

十～十六　（略）

別表第三（第六十四条関係）

(い)	(ろ)	(は)	
(一)～(二十九)	（略）		
	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十一)	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十二)	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十三)	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十五条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十四)～(三十八)	（略）		

改正前

（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定）

第六十九条　法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八　（略）

九　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項

十～十六　（略）

別表第三（第六十四条関係）

(い)	(ろ)	(は)	
(一)～(二十九)	（略）		
	宅地造成等規制法第八条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十一)	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定が適用される畜舎等	宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面	
(三十二)～(三十六)	（略）		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。